

吸収合併に関する事後備置書類

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に規定する書面)

2025 年 10 月 1 日

ダイダン株式会社

2025年 10月 1日

大阪府大阪市西区江戸堀1丁目9番25号

ダイダン株式会社

代表取締役社長 山中 康宏

当社は、2025年5月9日付でダイダンサービス中部株式会社（以下「ダイダンサービス中部」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ダイダンサービス中部を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2025年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における各手続の経過

（1）本吸収合併の差止請求

ダイダンサービス中部は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

ダイダンサービス中部は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

ダイダンサービス中部は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

ダイダンサービス中部は、会社法第789条第2項および3項に従い、2025年8月8日付の官報および電子公告において債権者に対して公告を行いましたが、申述期限までに同条第1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における各手続の経過

（1）本吸収合併の差止請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および 3 項に従い、2025 年 8 月 8 日付の官報および同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、ダイダンサービス中部から資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
別紙のとおりです。

6. 吸収合併の登記をした日

本吸収合併の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

7. 上記のほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前備置書類

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書類)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書類)

2025年8月8日

ダイダン株式会社

ダイダンサービス中部株式会社

2025年8月8日

大阪府大阪市西区江戸堀1丁目9番25号

ダイダン株式会社

代表取締役社長 山中 康宏

愛知県名古屋市中区大須四丁目10番32号上前津KDビル8階

ダイダンサービス中部株式会社

代表取締役社長 木下 潤

ダイダン株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）およびダイダンサービス中部株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は両者間で2025年5月9日付合併契約を締結し、2025年10月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度にかかる計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度にかかる計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等については、別紙2のとおりです。

5. 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

- (1) 吸収合併存続会社は、有価証券報告書および四半期報告書を近畿財務局に提出しております。金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」のとおりであり、その他に該当する事項はございません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

吸収合併消滅会社の最終事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31）の末日後に発生した重要な財産の処分、重要な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日までに生じる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本合併の効力発生日以降も吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。よって、本合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の債務について、履行の見込があるものと判断いたします。

7. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

吸収合併契約書

ダイダン株式会社（以下「甲」という。）及びダイダンサービス中部株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：ダイダン株式会社

住所：大阪市西区江戸堀1丁目9番25号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：ダイダンサービス中部株式会社

住所：愛知県名古屋市中区大須四丁目10番32号上前津KDビル8階

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有するため、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式の割り当ておよび交付はしないものとし、また、これに代わる金銭等の対価も交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（合併契約の承認）

甲は会社法第796条第2項により、乙は会社法第784条第1項により、本契約について株主総会の承認を経ずに合併するものとする。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、本契約に定める条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因又は関連して生じる紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2025年5月9日

甲：所在地 大阪市西区江戸堀1丁目9番25号
会社名 ダイダン株式会社
代表者名 代表取締役社長 山中 康宏



乙：所在地 愛知県名古屋市中区大須四丁目10番32号上前津KDビル8階
会社名 ダイダンサービス中部株式会社
代表者名 代表取締役社長 木下 潤



決 算 報 告 書

(第 5 期)

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

ダイダンサービス中部株式会社

名古屋市中区大須四丁目 10 番 32 号
上前KDビル 801 号室

貸借対照表

ダイダンサービス中部株式会社

令和 7年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 276,862,780】	【流 動 負 債】	【 108,481,300】
現 金 及 び 預 金	155,020,622	買 掛 金	49,260,255
受 取 手 形	7,780,000	未 払 金	15,210,856
売 掛 金	97,940,920	未 払 法 人 税 等	21,043,800
電 子 記 録 債 権	5,379,000	未 払 消 費 税 等	7,037,300
仕 掛 品	10,135,600	前 受 金	11,037,675
立 替 金	186,664	預 り 金	186,664
前 払 費 用	419,974	賞 与 引 当 金	4,704,750
【固 定 資 産】	【 3,036,409】	負 債 合 計	108,481,300
(有 形 固 定 資 産)	(87,169)		
工 具 器 具 備 品	87,169		
(無 形 固 定 資 産)	(330,000)	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	330,000	【株 主 資 本】	【 171,417,889】
(投資その他の資産)	(2,619,240)	資 本 金	100,000,000
敷 金	2,619,240	(利 益 剰 余 金)	(71,417,889)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	71,417,889
		繰 越 利 益 剰 余 金	71,417,889
		純 資 産 合 計	171,417,889
資 産 合 計	279,899,189	負 債 ・ 純 資 産 合 計	279,899,189

損益計算書

ダイダンサービス中部株式会社

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

科 目		金 額	
【売 上 高】			
売 上 高			475, 418, 480
【売 上 原 価】			
当 期 製 品 製 造 原 価		342, 065, 578	342, 065, 578
	売 上 総 利 益 金 額		133, 352, 902
【販売費及び一般管理費】			54, 550, 928
	営 業 利 益 金 額		78, 801, 974
【営 業 外 収 益】			
雑 収 入			528
	経 常 利 益 金 額		78, 802, 502
	税引前当期純利益金額		78, 802, 502
	法人税、住民税及び事業税		27, 350, 200
	当 期 純 利 益 金 額		51, 452, 302

販売費及び一般管理費

ダイダンサービス中部株式会社

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

科 目		金 額	
給 与 手 当		15,720,522	
賞与引当金繰入額		866,250	
法 定 福 利 費		1,069,357	
福 利 厚 生 費		741,700	
外 注 費		4,586,854	
旅 費 交 通 費		2,285,592	
車 両 費		4,101,606	
通 信 費		1,468,403	
接 待 交 際 費		2,371,930	
交 際 費 (課)		410,822	
交 際 費 (不)		20,000	
減 価 償 却 費		702,012	
賃 借 料		190,800	
地 代 家 賃		4,437,928	
リ ー ス 料		740,880	
保 険 料		4,290,900	
水 道 光 熱 費		470,559	
消 耗 品 費		2,310,134	
租 税 公 課		191,330	
広 告 宣 伝 費		52,180	
支 払 手 数 料		4,067,642	
諸 会 費		87,200	
電 算 費		2,889,207	
雑 費		477,120	
	合 計		54,550,928

製造原価報告書

ダイダンサービス中部株式会社

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

科 目		金 額	
【材 料 費】			
主 要 材 料 費			42,424,447
【労 務 費】			
賃 金 給 料		35,183,193	
賞与引当金繰入額		4,873,500	
法 定 福 利 費		3,732,483	43,789,176
【外 注 加 工 費】			
外 注 加 工 費			254,028,261
【経 費】			
旅 費 交 通 費		110,202	
通 信 費		72,870	
賃 借 料		1,060,880	
消 耗 品 費		67,342	
車 両 費		512,400	1,823,694
	当 期 製 品 製 造 原 価		342,065,578

株主資本等変動計算書

ダイダンサービス中部株式会社

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000,000	19,965,587	19,965,587	119,965,587	119,965,587
当期変動額					
当期純利益		51,452,302	51,452,302	51,452,302	51,452,302
当期変動額合計	－	51,452,302	51,452,302	51,452,302	51,452,302
当期末残高	100,000,000	71,417,889	71,417,889	171,417,889	171,417,889

個別注記表

ダイダンサービス中部株式会社

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

引当金の計上基準

(1) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 696,431円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式）

一株当たり情報に関する注記

一株当たりの情報

一株当たりの純資産額 85,708.94円

一株当たりの当期純利益又は当期純損失金額 25,726.15円